

76 田辺市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変 更 後	変 更 前
中心市街地の活性化に関する基本的な方針 （６）これまでの中心市街地活性化への取り組み （５）事業の評価（52 ページ） （略） また、そのためには、これまで中心市街地活性化の取り組みを推進してきた市、商店街、田辺商工会議所及び<u>南紀みらい（株）</u>等との連携をさらに深めながら、新たな取り組みを進めていく必要がある。 ３．中心市街地の活性化の目標 （４）具体的な目標数値の考え方 1. 歩行者・自転車通行量 〈産直販売所設置事業〉（68 ページ） （略） 新鮮な農産品に対する消費者のニーズは高く、郊外型の施設として現在、民間事業者が運営する「よってって」や紀南農業協同組合が運営する「紀菜柑」などがあると共に、中心市街地内にも<u>南紀みらい（株）</u>が毎月第３日曜日に行っている「弁慶市」などが賑わっている。 2. 居住人口 〈街なか住み替え支援事業〉（72 ページ） （略） 本事業により、<u>南紀みらい（株）</u>が、中心市街地のこうした情報や、居住に関連する不動産関連情報などを提供することで中心市街地の空き店舗対策や居住人口の増進に繋げる。	１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針 （６）これまでの中心市街地活性化への取り組み （５）事業の評価（52 ページ） （略） また、そのためには、これまで中心市街地活性化の取り組みを推進してきた市、商店街、田辺商工会議所及び<u>（株）まちづくり田辺</u>等との連携をさらに深めながら、新たな取り組みを進めていく必要がある。 ３．中心市街地の活性化の目標 （４）具体的な目標数値の考え方 1. 歩行者・自転車通行量 〈産直販売所設置事業〉（68 ページ） （略） 新鮮な農産品に対する消費者のニーズは高く、郊外型の施設として現在、民間事業者が運営する「よってって」や紀南農業協同組合が運営する「紀菜柑」などがあると共に、中心市街地内にも<u>（株）紀南ふるさと開発センター</u>が毎月第３日曜日に行っている「弁慶市」などが賑わっている。 2. 居住人口 〈街なか住み替え支援事業〉（72 ページ） （略） 本事業により、<u>（株）まちづくり田辺</u>が、中心市街地のこうした情報や、居住に関連する不動産関連情報などを提供することで中心市街地の空き店舗対策や居住人口の増進に繋げる。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(4) 国の支援がないその他の事業（82 ページ）

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
【事業名】 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業 【内容】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に併せて、ＪＲ紀伊田辺駅や中心市街地へ来られる方が利用しやすいように自動車の駐車料金等の見直しを図る 【実施時期】 平成 23 年度～平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 まちの玄関口でもあるＪＲ紀伊田辺駅前広場の改修に併せ、紀伊田辺駅前駐車場（収容台数：自動車 19 台）を廃止し、紀伊田辺駅前第二駐車場（収容台数：自動車 95 台・二輪車 400 台）に集約する。また同時に、当駐車場の稼働率が低下していることから、利用料金を、現行の 30 分 100 円から最初の 30 分無料へと見直し、利用促進を図ることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に伴う一般車の受け皿として第二駐車場での利用促進は不可欠となる。また、本事業による中心市街地内の利便性の向上や回遊性の促進を図ることは、中心市街地活性化のために必要な事業である。		当駐車場の駐輪場は、昭和61年に設立された第三セクターである（株）紀南ふるさと開発センター（現：南紀みらい（株））に運営管理を委託している。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(4) 国の支援がないその他の事業（82 ページ）

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
【事業名】 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業 【内容】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に併せて、ＪＲ紀伊田辺駅や中心市街地へ来られる方が利用しやすいように自動車の駐車料金等の見直しを図る 【実施時期】 平成 23 年度～平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 まちの玄関口でもあるＪＲ紀伊田辺駅前広場の改修に併せ、紀伊田辺駅前駐車場（収容台数：自動車 19 台）を廃止し、紀伊田辺駅前第二駐車場（収容台数：自動車 95 台・二輪車 400 台）に集約する。また同時に、当駐車場の稼働率が低下していることから、利用料金を、現行の 30 分 100 円から最初の 30 分無料へと見直し、利用促進を図ることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に伴う一般車の受け皿として第二駐車場での利用促進は不可欠となる。また、本事業による中心市街地内の利便性の向上や回遊性の促進を図ることは、中心市街地活性化のために必要な事業である。		当駐車場の駐輪場は、昭和61年に設立された第三セクターである（株）紀南ふるさと開発センターに運営管理を委託している。

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析(96 ページ)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 闘雞神社では、昭和 61 年以降、(株)紀南ふるさと開発センター(現：南紀みらい株式会社)が毎月第 3 日曜日に弁慶市(朝市)を開催し、紀南のの海の幸や山の幸を販売する出店が並び、多くの人出でにぎわっている。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業(97 ページ)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銀座複合施設整備事業 【内容】 銀座木津医院跡地での複合施設の整備事業(商業施設) 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	南紀みらい(株)	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用 

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析(96 ページ)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

・ 闘雞神社では、昭和 61 年以降、(株)紀南ふるさと開発センターが毎月第 3 日曜日に弁慶市(朝市)を開催し、紀南の海の幸や山の幸を販売する出店が並び、多くの人出でにぎわっている。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業(97 ページ)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銀座複合施設整備事業 【内容】 銀座木津医院跡地での複合施設の整備事業(商業施設) 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	(株)まちづくり田辺	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用 

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（99 ページ）					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業（99 ページ）				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銀座複合施設整備事業 【内容】 銀座木津医院跡地での複合施設の整備事業（商業施設） 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	<u>南紀みらい（株）</u>	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 <u>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</u> 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度		【事業名】 銀座複合施設整備事業 【内容】 銀座木津医院跡地での複合施設の整備事業（商業施設） 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	<u>㈱まちづくり田辺</u>	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 <u>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</u> 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	
【事業名】 安全・安心な商店街づくり事業 【内容】 中心市街地の商店街地域に防犯カメラを設置 【実施時期】 平成 21 年度	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の安全・安心な商店街づくりとして、商店街地域に防犯カメラを設置する。これと並行して商店街でのセキュリティ対策の研修等を行い、街なかの犯罪防止と、安全な商店街としてのイメージをアップすることで、商業の活性化と中心市街地の賑わい創出を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 防犯カメラを設置することで、中心市街地や商店街に対する安心感が高まり、来街頻度の向上が図られる。こうしたイメージアップが交流を促進することから、中心市街地活性化にとって必要な事業で	【支援措置】 <u>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</u> 【実施時期】 平成 21 年度		【事業名】 安全・安心な商店街づくり事業 【内容】 中心市街地の商店街地域に防犯カメラを設置 【実施時期】 平成 21 年度	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の安全・安心な商店街づくりとして、商店街地域に防犯カメラを設置する。これと並行して商店街でのセキュリティ対策の研修等を行い、街なかの犯罪防止と、安全な商店街としてのイメージをアップすることで、商業の活性化と中心市街地の賑わい創出を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 防犯カメラを設置することで、中心市街地や商店街に対する安心感が高まり、来街頻度の向上が図られる。こうしたイメージアップが交流を促進することから、中心市街地活性化にとって必要な事業で	【支援措置】 <u>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</u> 【実施時期】 平成 21 年度	

		ある。					ある。		
(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業(101 ページ)					(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業(101 ページ)				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 商店街活性化アドバイザー活用事業 【内容】 商店街等の活性化を図るための専門家の活用 【実施時期】 平成 19 年度～	田辺商工会議所・ <u>南紀みらい(株)</u> ・田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 商店街の活性化や魅力の向上を図るには、商業者が行うイベントやサービスなどの自主的な活動が重要である。本制度の活用により、こうした取り組みの効果を一層高めることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 アドバイザー制度を活用し、商店街等が行う事業の推進を図ることは、商業機能の強化や賑わいの創出につながり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 平成 20 年度～平成 25 年度		【事業名】 商店街活性化アドバイザー活用事業 【内容】 商店街等の活性化を図るための専門家の活用 【実施時期】 平成 19 年度～	田辺商工会議所・ (株)ま <u>ちづくり田辺</u> ・田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 商店街の活性化や魅力の向上を図るには、商業者が行うイベントやサービスなどの自主的な活動が重要である。本制度の活用により、こうした取り組みの効果を一層高めることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 アドバイザー制度を活用し、商店街等が行う事業の推進を図ることは、商業機能の強化や賑わいの創出につながり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 平成 20 年度～平成 25 年度	
(4) 国の支援がないその他の事業 (108 ページ)					(4) 国の支援がないその他の事業 (108 ページ)				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 弁慶市の開催 【内容】 紀南の海の幸や山の幸が揃う闘雞神社で毎月第3日曜日に行われている朝市 【実施時期】 昭和 61 年度～	<u>南紀みらい(株)</u>	【目標達成のための位置付け】 弁慶市は昭和 61 年から開催され、田辺市及び周辺広域の農林水産物や特産品の販売イベントとして定着している。時節にあわせて、特別な催しも開催しており、周辺だけでなく遠方からの来場も多い人気のイベントとなっている。また、生鮮産品の販売によって住民の暮らしを支える役目も果たしている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」及び「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地において、地域の生			【事業名】 弁慶市の開催 【内容】 紀南の海の幸や山の幸が揃う闘雞神社で毎月第3日曜日に行われている朝市 【実施時期】 昭和 61 年度～	<u>(株)紀南ふるさと開発センター</u>	【目標達成のための位置付け】 弁慶市は昭和 61 年から開催され、田辺市及び周辺広域の農林水産物や特産品の販売イベントとして定着している。時節にあわせて、特別な催しも開催しており、周辺だけでなく遠方からの来場も多い人気のイベントとなっている。また、生鮮産品の販売によって住民の暮らしを支える役目も果たしている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」及び「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地において、地域の生		

		鮮産品を購入できる機会が少なくなっているなかで、本事業は、人々の交流や街なかの賑わいが創出される事業として、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
--	--	---	--	--

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) まちづくり会社の概要(124 ページ)

- ・株式会社 まちづくり田辺 (現：南紀みらい株式会社)
(略)
平成 21 年 11 月 1 日に、地域の発展や賑わいづくりを主たる事業目的としている第三セクター「株式会社紀南ふるさと開発センター」と合併し、「南紀みらい株式会社」として発足。
- ※ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (株) きのくに信用金庫 ほか
- ・ (削除)

(2) 中心市街地活性化協議会の推進体制、役割、構成員(125 ページ)

(略)

法定構成員となる、前項の(株)まちづくり田辺 (現：南紀みらい(株)) の設立と同時に、平成 20 年 5 月 8 日に法定協議会として発足。

<田辺市中心市街地活性化協議会の開催日程と検討内容>

1. 全体会議

回数	開催日	議 題
(略)	(略)	(略)

(126 ページ)

回数	開催日	議 題
平成 20 年度 第一回	<u>平成 20 年 5 月 8 日</u>	1. まちづくり会社設立について 2. 田辺市中心市街地活性化協議会の設立について 3. 「田辺市中心市街地活性化基本計画(案)」について ・計画案に対する意見の募集(パブリックコメント)結果について ・計画案に対する協議会の意見・要望について 4. 田辺市中心市街地活性化基本計画(案)の今後のスケジュールにについて

		鮮産品を購入できる機会が少なくなっているなかで、本事業は、人々の交流や街なかの賑わいが創出される事業として、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
--	--	---	--	--

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) まちづくり会社の概要(124 ページ)

- ・株式会社 まちづくり田辺
(略)
- ※ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (株) きのくに信用金庫
- ・ (株) 紀南ふるさと開発センター ほか

(2) 中心市街地活性化協議会の推進体制、役割、構成員(125 ページ)

(略)

法定構成員となる、前項の(株)まちづくり田辺の設立と同時に、平成 20 年 5 月 8 日に法定協議会として発足。

<田辺市中心市街地活性化協議会の開催日程と検討内容>

1. 全体会議

回数	開催日	議 題
(略)	(略)	(略)

(126 ページ)

回数	開催日	議 題
平成 20 年度 第一回	<u>平成 21 年 5 月 8 日</u>	1. まちづくり会社設立について 2. 田辺市中心市街地活性化協議会の設立について 3. 「田辺市中心市街地活性化基本計画(案)」について ・計画案に対する意見の募集(パブリックコメント)結果について ・計画案に対する協議会の意見・要望について 4. 田辺市中心市街地活性化基本計画(案)の今後のスケジュールにについて

田辺市中心市街地活性化協議会委員名簿(128 ページ)					田辺市中心市街地活性化協議会委員名簿(128 ページ)				
順不同 敬称略					順不同 敬称略				
	役 職	団体名等	役 職	備 考		役 職	団体名等	役 職	備 考
1～15	(略)	(略)	(略)	(略)	1～15	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>削除</u>					<u>16</u>	<u>委 員</u>	<u>(株) 紀南ふるさと開発センター</u>	<u>社長</u>	<u>法第 15 条第 4 項</u>
<u>16～27</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>17～27</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>削除</u>					<u>28</u>		<u>まちづくり検討委員会より 14 名</u>	<u>田辺商工会 議所</u>	
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整 (1) まちづくり会社による連携の推進 (129 ページ) (略) これらの 2 つのまちづくり会社 <u>(平成 21 年 11 月 1 日で合併し、「南紀みらい株式会社」として発足)</u> が中心となり、地域の活動と連携を図りながら取り組みを進めていく。					[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整 (1) まちづくり会社による連携の推進 (129 ページ) (略) これらの 2 つのまちづくり会社を中心となり、地域の活動と連携を図りながら取り組みを進めていく。				